

(注) 改訂案 ～ 昭和49年3月策定  
現行 ～ 昭和40年4月策定

## ( 改 訂 案 )

### 1. 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針

紀の川水系は、その源をわが国最多雨地帯の大台ヶ原に発し、中央構造線に沿って紀伊半島の中部を貫流し、高見川、大和丹生川、紀伊丹生川、名手川等に合わせ、さらに紀伊平野に出て、さらに貴志川を合わせて和歌山市において紀伊水道に注ぐ。

その流域は、奈良、和歌山両県にまたがり、面積は、 $1,660\text{km}^2$  に及び吉野、紀北両地方における社会、経済、文化の基盤をなし、本水系の治水と利水についての意義はきわめて大きい。

治水事業の沿革は、大正12年から直轄事業として、船戸における計画高水流量を $5,600\text{m}^3/\text{sec}$ とし、和歌山市周辺の洪水防御を主眼として岩出から河口までの区間について掘削、しゅんせつ、築堤、護岸等を施工し、さらに岩出から橋本までの区間の主要区間については築堤等を施工した。

その後昭和28年及び同34年の大出水により、同35年に計画を改訂し、基準地点橋本の基本高水のピーク流量を $7,100\text{m}^3/\text{sec}$ とし、このうち上流の大滝ダムにより $2,600\text{m}^3/\text{sec}$ を調節し、計画高水流量を $4,500\text{m}^3/\text{sec}$ とした。

しかしながら、昭和40年、同47年と相次ぐ大出水及び近年における流域内の開発状況にかんがみ昭和49年に基準地点を船戸とし基本高水のピーク流量を $16,000\text{m}^3/\text{sec}$ とし、上流ダム群により $4,000\text{m}^3/\text{sec}$ を調節し、計画高水流量を $12,000\text{m}^3/\text{sec}$ とする現計画を決定した。

## （ 現 行 ）

### 1. 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針

紀の川水系は、その源をわが国最多雨地帯の大台ヶ原に発し、中央構造線に沿って紀伊半島の中部を貫流し、高見川、大和丹生川、紀伊丹生川、名手川等を合わせ、さらに紀伊平野に出て、さらに貴志川を合わせて和歌山市において紀伊水道に注ぐ。

その流域は、奈良、和歌山両県にまたがり、面積は、 $1,600\text{km}^2$  に及び吉野、紀北両地方における社会、経済、文化の基盤をなし、本水系の治水と利水についての意義はきわめて大きい。

治水事業の沿革は、大正12年から紀の川改修計画に着手し、船戸における計画高水流量を $5,600\text{m}^3/\text{sec}$ として、和歌山市周辺の洪水防御を主眼として岩出から河口までの区間について掘削、しゅんせつ、築堤、護岸等を施工し、さらに岩出から橋本までの区間の主要区間について築堤等を施工した。

その後昭和28年及び同34年の大出水により、同35年に計画を改訂して現在に至っている。

( 改 訂 案 )

洪水の安全な通過をはかる。

また河川環境の改善をはかるため、環境整備事業を行ない河口部については高潮対策事業を行なう。

利用に関しては、十津川・紀の川総合開発事業との調整をはかって、大滝ダム等の多目的ダム群の建設を行ない、水資源の広域的かつ合理的な利用の促進をはかる。

## 2. 河川工事の実施の基本となるべき計画に関する事項

### (1) 基本高水並びにその河道及び洪水調節ダムへの配分に関する事項

基本高水は船戸上流域の対象雨量（2日雨量）を440mmとし、昭和28年9月洪水、同34年9月洪水、同40年9月洪水、同47年9月洪水等近年における大出水を主要な対象出水として検討し、そのピーク流量を基準地点船戸において16,000 m<sup>3</sup>/sec とする。このうち、大滝ダム等の上流ダム群により4,000 m<sup>3</sup>/sec を調節して河道へ配分流量を12,000 m<sup>3</sup>/sec とする。

基本高水のピーク流量等一覧表

河川名	基準地点	基本高水のピーク流量	ダムによる調節流量	河道への配分流量
紀の川	船戸	16,000 m <sup>3</sup> /sec	4,000 m <sup>3</sup> /sec	12,000 m <sup>3</sup> /sec

利用に関しては、紀伊平野及び大和平野に農業用水を、紀北、大和地域等に都市用水をそれぞれ供給するために、十津川・紀の川総合開発事業との調整をはかって、大滝ダム等のダム群の建設を行ない、水資源の広域的、かつ、合理的な利用の促進をはかる。

## 2. 河川工事の実施の基本となるべき計画に関する事項

### (1) 基本高水並びにその河道及び洪水調節ダムへの配分に関する事項

基本高水のピーク流量は、昭和34年9月洪水を主要な対象洪水として基準地点橋本において7,100 m<sup>3</sup>/secとし、このうち大滝ダムにより2,600 m<sup>3</sup>/secを調節して、河道への配分流量を4,500 m<sup>3</sup>/secとする。

基本高水のピーク流量一覧表

河川名	基準地点	基本高水のピーク流量	ダムによる調節流量	河道への配分流量
紀の川	<u>橋本</u>	<u>7,100 m<sup>3</sup>/sec</u>	<u>2,600 m<sup>3</sup>/sec</u>	<u>4,500 m<sup>3</sup>/sec</u>

( 改 訂 案 )

奈良県吉野郡川上村に建設する大滝ダム及び上流ダム等の多目的ダム群により洪水、調節を行ない下流の洪水を軽減するとともに各種用水の補給及び発電を行なう。

五条、橋本地区等については、堤防の新設、拡築及び掘削により河積を増大し、護岸等を施工して洪水の安全な流過をはかる。

なお、上流ダム群については、調査、検討のうえ計画を決定する。

ロ 下流部

岩出から河口までの区間については、掘削、護岸及び井堰の改築等を施工し、洪水の安全な流過をはかるとともに河川環境を改善するため、高水敷の整備を行なう。

また、低地地域の内水対策を実施する。

既設の宇治ポンプ場により、紀の川から最大 8.0 $m^3$ /secを和歌川へ導入し、和歌川及び和歌山市内河川の浄化をはかるものとする。

ハ 貴志川

上流にダムを建設して洪水調節を行ない下流の洪水を軽減するとともに、下流については、堤防の拡築及び低水護岸を施工する。

なお、上流ダムについては、調査、検討のうえ、計画を決定する。

( 現 行 )

奈良県吉野郡川上村に大滝ダムを建設し、計画高水流量  $4,100\text{m}^3/\text{sec}$  を  $1,350\text{m}^3/\text{sec}$  に調節すると共に発電を行なう。

なお、同ダムによる都市用水の補給についても検討するものとする。  
上市、五条地区等については、築堤、掘削、護岸等を施工し、河積を増大して、洪水の安全な流過を図る。

□ 下流部

橋本から岩出までの区間については、主要地区の洪水防御のために堤防の拡築及び新設並びに掘削を行なって河積を増大し、さらに護岸を施工して洪水の安全な流過を図る。また、貴志川については、合流部の築堤を行なうほか、竜門地区等の低地地域の内水対策については、調査、検討のうえ決定する。

岩出から河口までの区間については、低水護岸を施工して、洪水の安全な流過をはかる。